

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月20日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03-6711-9200

【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 スパークス・ジャパン・オープン

【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券の金  
額】 300億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月20日付けをもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項および半期報告書提出に伴う、訂正すべき事項がありますので、これらの訂正を行うものです。

## 2. 【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

(1)～(4) 略

## (5) 【申込手数料】

<訂正前>

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、収益分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

<訂正後>

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、収益分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

消費税率が8%になった場合は、3.24%を上限とします。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

(1)～(2) 略

## (3) 【ファンドの仕組み】

略

委託会社の概況

<訂正前>

a. 資本金 25億円（平成25年6月末日現在）

b. 略

c. 大株主の状況（平成25年6月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

<訂正後>

a. 資本金 25億円（平成25年12月末日現在）

b. 略

c. 大株主の状況（平成25年12月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

## 2【投資方針】

(1)～(2) 略

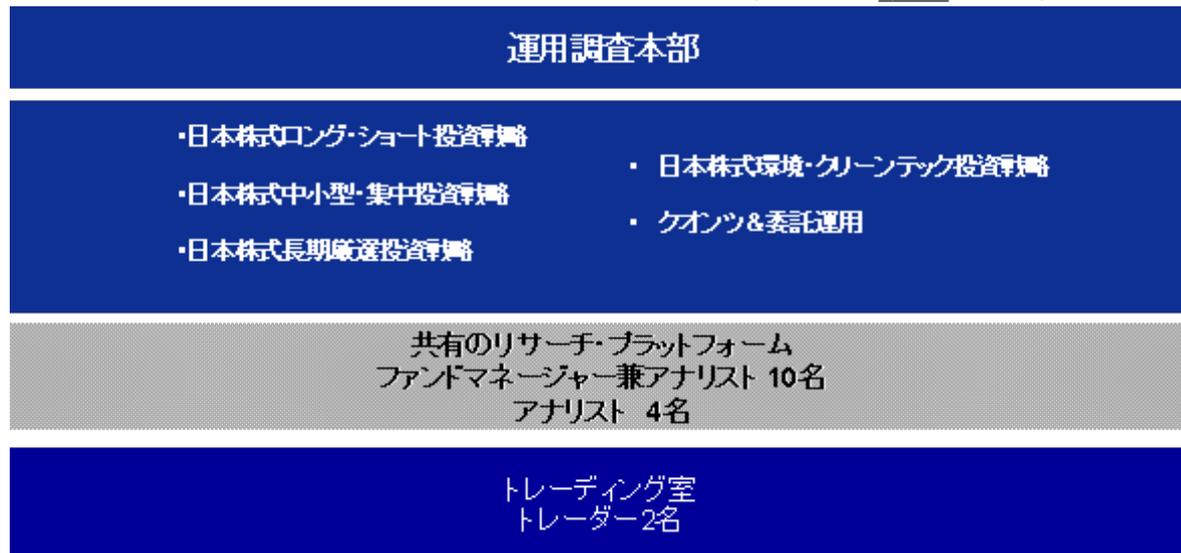
## (3) 【運用体制】

<訂正前>

当ファンドでは、平成25年6月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

～ 略

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成25年6月末日現在）

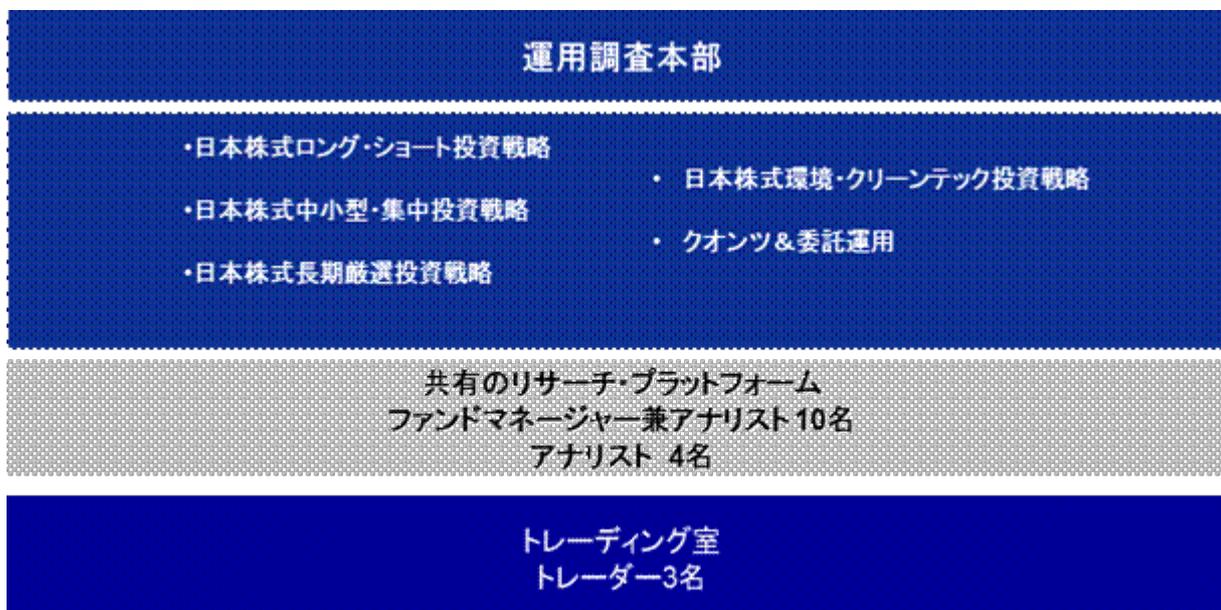


< 訂正後 >

当ファンドでは、平成25年12月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

～ 略

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成25年12月末日現在）



### 3【投資リスク】

中略

< リスクの管理体制 >

略

図略

< 訂正前 >

上記リスク管理体制は平成25年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

上記リスク管理体制は平成25年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

<訂正前>

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、収益分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

<訂正後>

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、収益分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

消費税率が8%になった場合は、3.24%を上限とします。

(2) 略

### (3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.974%（税抜1.88%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。

<訂正後>

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.974%（税抜1.88%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。消費税率が8%になった場合は、2.0304%となります。また、下記の配分も相応分上がります。

(4) 略

### (5)【課税上の取扱い】

(5)課税上の取扱いについては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

原則として、益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。平成50年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

## 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成25年12月末日現在の情報をもとに記載しています。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（注）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## <ご参考>

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は、平成25年12月末日現在の情報をもとに記載しています。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**5【運用状況】**

5 運用状況については、以下のとおり更新・追加されます。

<更新・追加後>

以下は2013年12月30日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

**(1)【投資状況】**

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,847,041,139	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,644,811	0.09
合計(純資産総額)		3,843,396,328	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】**

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単 価(円) 下段：評価単 価(円)	上段：簿価金 額(円) 下段：評価金 額(円)	投資比 率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	スパークス・日本 株式・マザーファ ンド	-	2,168,813,361	1.6165 1.7738	3,505,887,996 3,847,041,139	100.09

**種類別及び業種別投資比率**

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	-	100.09
合計			100.09

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## (参考) スパークス・日本株式・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	3,528,689,800	91.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		318,442,851	8.28
合計(純資産総額)		3,847,132,651	100.00

## 投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価 (円) 下段：評価単価 (円)	上段：簿価金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	KDDI	情報・通信業	39,900	5,178.33 6,470.00	206,615,367 258,153,000	6.71
2	日本	株式	良品計画	小売業	21,200	8,649.35 11,370.00	183,366,220 241,044,000	6.27
3	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	38,500	4,741.45 5,250.00	182,545,731 202,125,000	5.25
4	日本	株式	オリックス	その他金融業	84,900	1,603.36 1,847.00	136,125,264 156,810,300	4.08
5	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	16,600	6,132.83 9,200.00	101,804,978 152,720,000	3.97
6	日本	株式	ロート製薬	医薬品	76,000	1,505.30 1,605.00	114,402,959 121,980,000	3.17
7	日本	株式	クボタ	機械	69,000	1,635.01 1,739.00	112,815,592 119,991,000	3.12
8	日本	株式	リンナイ	金属製品	14,000	7,869.92 8,190.00	110,178,815 114,660,000	2.98
9	日本	株式	パーク24	不動産業	49,900	1,856.82 1,983.00	92,655,170 98,951,700	2.57
10	日本	株式	日揮	建設業	23,000	3,540.71 4,125.00	81,436,344 94,875,000	2.47
11	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	27,700	2,828.81 3,015.00	78,358,069 83,515,500	2.17
12	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	5,500	15,041.81 15,170.00	82,729,969 83,435,000	2.17
13	日本	株式	エフピコ	化学	10,600	6,467.07 7,500.00	68,550,984 79,500,000	2.07
14	日本	株式	日本電産	電気機器	7,300	7,519.41 10,300.00	54,891,708 75,190,000	1.95
15	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	13,700	5,163.23 5,420.00	70,736,204 74,254,000	1.93

16	日本	株式	シマノ	輸送用機器	8,200	8,557.89 9,030.00	70,174,717 74,046,000	1.92
17	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	117,000	540.23 585.00	63,206,648 68,445,000	1.78
18	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	15,600	4,254.56 4,330.00	66,371,116 67,548,000	1.76
19	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	11,200	6,317.64 6,000.00	70,757,568 67,200,000	1.75
20	日本	株式	ビジョン	その他製品	13,100	4,144.90 5,100.00	54,298,190 66,810,000	1.74
21	日本	株式	エムスリー	サービス業	244	245,288.19 263,500.00	59,850,319 64,294,000	1.67
22	日本	株式	住友不動産	不動産業	12,000	4,745.87 5,230.00	56,950,427 62,760,000	1.63
23	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	4,100	12,272.71 13,410.00	50,318,096 54,981,000	1.43
24	日本	株式	リゾートトラスト	サービス業	28,400	1,680.23 1,919.00	47,718,519 54,499,600	1.42
25	日本	株式	日本航空	空運業	10,500	5,151.62 5,190.00	54,091,995 54,495,000	1.42
26	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,200	33,519.88 45,000.00	40,223,856 54,000,000	1.40
27	日本	株式	ドンキホーテホールディングス	小売業	8,400	5,455.23 6,370.00	45,823,909 53,508,000	1.39
28	日本	株式	サンリオ	卸売業	11,700	5,079.18 4,425.00	59,426,370 51,772,500	1.35
29	日本	株式	セコム	サービス業	7,700	5,642.17 6,340.00	43,444,718 48,818,000	1.27
30	日本	株式	カカコム	サービス業	25,800	1,456.27 1,847.00	37,571,650 47,652,600	1.24

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
----	-----------	----	-------------

株式	国内	サービス業	17.97
		情報・通信業	16.22
		小売業	11.66
		輸送用機器	5.85
		化学	5.38
		その他金融業	4.78
		電気機器	4.29
		不動産業	4.20
		医薬品	3.53
		機械	3.12
		金属製品	2.98
		建設業	2.47
		銀行業	1.93
		精密機器	1.82
		その他製品	1.74
		卸売業	1.69
		空運業	1.42
倉庫・運輸関連業	0.68		
合計		91.72	

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2005年5月19日)	8,970,251,912	9,013,934,358	1.0268	1.0318
2期	(2006年5月19日)	19,522,689,917	20,770,635,635	1.5644	1.6644
3期	(2007年5月21日)	14,901,255,853	14,901,255,853	1.3534	1.3534
4期	(2008年5月19日)	10,044,016,607	10,044,016,607	1.1204	1.1204
5期	(2009年5月19日)	5,690,593,959	5,690,593,959	0.7162	0.7162
6期	(2010年5月19日)	5,161,790,350	5,161,790,350	0.7722	0.7722
7期	(2011年5月19日)	3,684,313,418	3,684,313,418	0.7374	0.7374
8期	(2012年5月21日)	2,721,791,052	2,721,791,052	0.6730	0.6730
9期	(2013年5月20日)	3,859,298,264	3,859,298,264	1.2633	1.2633
	2012年12月末日	2,685,731,676		0.7880	
	2013年1月末日	2,884,965,408		0.8585	
	2013年2月末日	2,953,999,442		0.8921	
	2013年3月末日	3,298,871,877		1.0203	
	2013年4月末日	3,758,536,624		1.1809	
	2013年5月末日	3,677,041,356		1.1411	
	2013年6月末日	3,691,526,863		1.1586	
	2013年7月末日	3,730,849,273		1.1963	
	2013年8月末日	3,560,665,283		1.1591	
	2013年9月末日	3,521,473,614		1.2663	
	2013年10月末日	3,769,004,722		1.2853	
	2013年11月末日	3,584,415,684		1.3460	
	2013年12月末日	3,843,396,328		1.3704	

## 【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2004年5月20日	至 2005年5月19日	0.0050
2期	自 2005年5月20日	至 2006年5月19日	0.1000
3期	自 2006年5月20日	至 2007年5月21日	0.0000
4期	自 2007年5月22日	至 2008年5月19日	0.0000
5期	自 2008年5月20日	至 2009年5月19日	0.0000
6期	自 2009年5月20日	至 2010年5月19日	0.0000
7期	自 2010年5月20日	至 2011年5月19日	0.0000
8期	自 2011年5月20日	至 2012年5月21日	0.0000
9期	自 2012年5月22日	至 2013年5月20日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2004年5月20日 至 2005年5月19日	1.0000	1.0318	3.18
2期	自 2005年5月20日 至 2006年5月19日	1.0268	1.6644	62.10
3期	自 2006年5月20日 至 2007年5月21日	1.5644	1.3534	13.49
4期	自 2007年5月22日 至 2008年5月19日	1.3534	1.1204	17.22
5期	自 2008年5月20日 至 2009年5月19日	1.1204	0.7162	36.08
6期	自 2009年5月20日 至 2010年5月19日	0.7162	0.7722	7.82
7期	自 2010年5月20日 至 2011年5月19日	0.7722	0.7374	4.51
8期	自 2011年5月20日 至 2012年5月21日	0.7374	0.6730	8.73
9期	自 2012年5月22日 至 2013年5月20日	0.6730	1.2633	87.71
10期(中間期)	自 2013年5月21日 至 2013年11月20日	1.2633	1.3190	4.41

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額(分配落の額。以下「前期末純資産額」という。)を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2004年5月20日 至 2005年5月19日	10,388,378,758	1,651,889,407
2期	自 2005年5月20日 至 2006年5月19日	9,373,537,925	5,630,570,090
3期	自 2006年5月20日 至 2007年5月21日	2,480,564,704	3,949,934,458
4期	自 2007年5月22日 至 2008年5月19日	257,543,799	2,302,577,835
5期	自 2008年5月20日 至 2009年5月19日	110,573,622	1,129,947,916
6期	自 2009年5月20日 至 2010年5月19日	52,482,772	1,313,470,998
7期	自 2010年5月20日 至 2011年5月19日	19,524,371	1,708,016,005
8期	自 2011年5月20日 至 2012年5月21日	10,449,201	962,240,934
9期	自 2012年5月22日 至 2013年5月20日	16,260,794	1,005,698,561
10期(中間期)	自 2013年5月21日 至 2013年11月20日	452,998,917	804,547,424

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

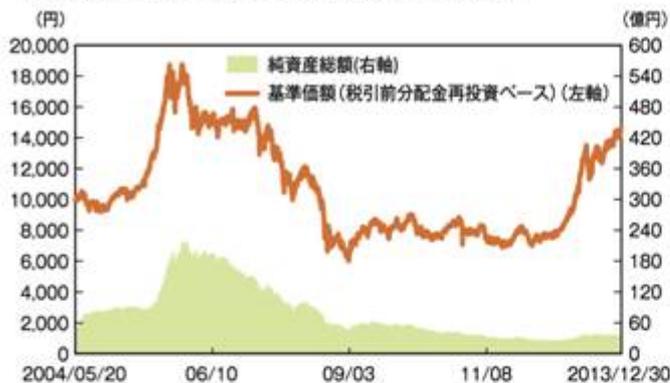
運用実績

(2013年12月30日現在)

## 基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

## ■基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移

当初設定日(2004年5月20日)~2013年12月30日



※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものとして計算したものです。

## ■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	13,704円
純資産総額	38.4億円

## ■分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013年5月	0円
2012年5月	0円
2011年5月	0円
2010年5月	0円
2009年5月	0円
設定来累計	1,050円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

## 主要な資産の状況

比率はマザーファンド(スパークス・日本株式・マザーファンド)の純資産総額に対する当該資産の時価の比率を表示しております。

## ■資産配分

資産の種類	比率
株式	91.7%
キャッシュ等	8.3%

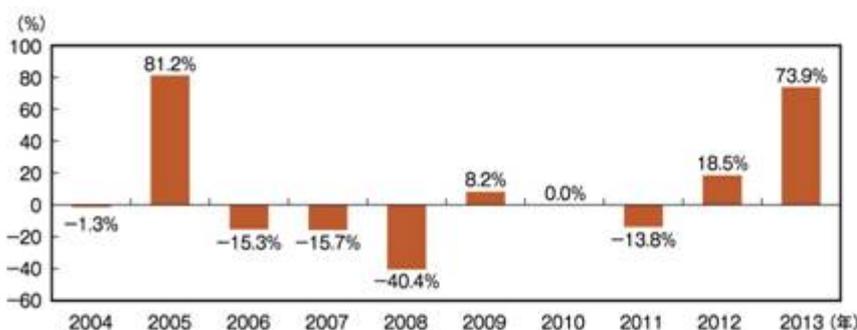
## ■組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	KDDI	情報・通信業	6.7%
2	良品計画	小売業	6.3%
3	エイチ・アイ・エス	サービス業	5.3%
4	オリックス	その他金融業	4.1%
5	ソフトバンク	情報・通信業	4.0%
6	ロート製薬	医薬品	3.2%
7	クボタ	機械	3.1%
8	リンナイ	金属製品	3.0%
9	パーク24	不動産業	2.6%
10	日揮	建設業	2.5%

## ■組入上位10業種

	業種	比率
1	サービス業	18.0%
2	情報・通信業	16.2%
3	小売業	11.7%
4	輸送用機器	5.9%
5	化学	5.4%
6	その他金融業	4.8%
7	電気機器	4.3%
8	不動産業	4.2%
9	医薬品	3.5%
10	機械	3.1%

## 年間収益率の推移



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2004年は設定日(2004年5月20日)から年末までの収益率、2013年は1月1日から12月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) ~ (4) 略

(5) 購入時手数料

<訂正前>

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

<訂正後>

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

消費税率が8%になった場合は、3.24%を上限とします。

## 第3【ファンドの経理状況】

原届出書 第3ファンドの経理状況 1 財務諸表については、以下の中間財務諸表が追加されます。

<更新・追加後>

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- 2) 中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第10期中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

スパークス・ジャパン・オープン

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第10期中間計算期間末 (平成25年11月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		40,157,465
親投資信託受益証券		3,563,546,660
未収入金		278,354,388
未収利息		33
流動資産合計		3,882,058,546
資産合計		
		3,882,058,546
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		278,354,388
未払受託者報酬		1,563,538
未払委託者報酬		35,179,598
その他未払費用		1,086,779
流動負債合計		316,184,303
負債合計		
		316,184,303
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup>	2,703,421,235
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		862,453,008
(分配準備積立金)		322,546,581
元本等合計		3,565,874,243
純資産合計		
		3,565,874,243
負債純資産合計		
		3,882,058,546

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期中間計算期間 自 平成25年5月21日 至 平成25年11月20日
<b>営業収益</b>	
受取利息	2,142
有価証券売買等損益	207,946,341
営業収益合計	207,948,483
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	1,563,538
委託者報酬	35,179,598
その他費用	1,086,779
営業費用合計	37,829,915
営業利益	170,118,568
経常利益	170,118,568
中間純利益	170,118,568
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,003,216
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	804,328,522
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,991,741
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,991,741
剰余金減少額又は欠損金増加額	202,989,039
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	202,989,039
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	862,453,008

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期中間計算期間	
	自	平成25年5月21日 至 平成25年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	

## (中間貸借対照表に関する注記)

区分	第10期中間計算期間末 (平成25年11月20日現在)
1 中間計算期間末日における受益権の総数	2,703,421,235口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3190円 (13,190円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期中間計算期間	
自 平成25年5月21日 至 平成25年11月20日	
該当事項はありません。	

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期中間計算期間	
	自	平成25年5月21日 至 平成25年11月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。	
2. 時価の算定方法	<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>	

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

区分	第10期中間計算期間
	自 平成25年5月21日 至 平成25年11月20日
期首元本額	3,054,969,742円
期中追加設定元本額	452,998,917円
期中一部解約元本額	804,547,424円

## 2. デリバティブ取引関係

第10期中間計算期間
自 平成25年5月21日
至 平成25年11月20日
該当事項はありません。

## 参考情報

当ファンドは、「スパークス・日本株式・マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・日本株式・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成25年5月20日現在)	(平成25年11月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		159,243,898	155,234,165
株式		3,644,659,600	3,411,135,700
未収入金		149,391,190	324,635,396
未収配当金		21,354,031	13,243,870
未収利息		130	127
流動資産合計		3,974,648,849	3,904,249,258
資産合計		3,974,648,849	3,904,249,258
負債の部			
流動負債			
未払金		96,446,456	62,413,123
未払解約金		20,167,404	278,354,388
流動負債合計		116,613,860	340,767,511
負債合計		116,613,860	340,767,511
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,386,135,759	2,091,160,531
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		1,471,899,230	1,472,321,216
元本等合計		3,858,034,989	3,563,481,747
純資産合計		3,858,034,989	3,563,481,747
負債純資産合計		3,974,648,849	3,904,249,258



**2【ファンドの現況】**

2 ファンドの現況については、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

**【純資産額計算書】**

（平成25年12月30日現在）

資産総額	3,875,052,900 円
負債総額	31,656,572 円
純資産総額( - )	3,843,396,328 円
発行済口数	2,804,633,392 口
1口当たり純資産額( / )	1.3704 円

（参考）スパークス・日本株式・マザーファンド

**純資産額計算書**

（平成25年12月30日現在）

資産総額	3,873,964,206 円
負債総額	26,831,555 円
純資産総額( - )	3,847,132,651 円
発行済口数	2,168,813,361 口
1口当たり純資産額( / )	1.7738 円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 1委託会社等の概況は以下のとおり、更新・訂正されま

す。

<更新・訂正後>

(1)資本金の額（平成25年12月末日現在）

以下略

(2)委託会社の機構（平成25年12月末日現在）

～ 略

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 2事業の内容及び営業の概況は以下のとおり、更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

（関東財務局長（金商）第346号）

(1)略

(2)投資信託委託業

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の事業を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

委託者の運用する投資信託は平成25年12月30日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	22	618
追加型証券投資信託	4	83
合計	26	701

(3)略

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書 第三部委託会社等の情報 3 委託会社等の経理状況は、以下の財務諸表に更新されます。

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		1,720		2,374
預託金		502		500
未収委託者報酬		178		130
未収投資顧問料		323		279
前払費用		39		26
未収収益		35		24
未収入金		12		3
貸倒引当金		-		0
その他		7		5
流動資産合計		2,821		3,342
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	2	0	2	77
工具、器具及び備品	2	0	2	17
建設仮勘定		0		-
有形固定資産合計		0		94
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		10		4
無形固定資産合計		10		4
<b>投資その他の資産</b>				
差入保証金		6		27
投資その他の資産合計		6		27
固定資産合計		17		127
資産合計		2,839		3,469
<b>(負債の部)</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		14		11
未払手数料		45		38
その他未払金	3	115	3	323
未払法人税等		6		30
前受金		-		194
経営構造改革関連損失引当金		43		-
流動負債合計		226		598
<b>固定負債</b>				
資産除去債務		-		37
繰延税金負債		-		12
固定負債合計		-		49
<b>特別法上の準備金</b>				
金融商品取引責任準備金	1	0	1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		226		647
<b>(純資産の部)</b>				
<b>株主資本</b>				
資本金		2,500		2,500
資本剰余金				
資本準備金		104		104
その他資本剰余金		499		499
資本剰余金合計		603		603
利益剰余金				

利益準備金	145	145
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	636	426
利益剰余金合計	490	281
株主資本合計	2,613	2,822
純資産合計	2,613	2,822
負債純資産合計	2,839	3,469

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		1,004		593
投資顧問料収入		1,030		1,015
受入手数料		150		559
その他営業収益		4		4
営業収益計		2,191		2,172
営業費用				
支払手数料		275		250
広告宣伝費		1		2
調査費		197		149
委託計算費		71		23
営業雑経費				
通信費		17		14
印刷費		1		2
協会費		5		5
諸会費		3		1
その他		3		2
営業費用計		576		453
一般管理費				
給料		835		666
役員報酬		106		67
給料・手当		725		534
賞与		3		65
旅費交通費		67		53
事務委託費	1	381	1	308
業務委託費		209		237
不動産賃借料		229		83
租税公課		14		15
固定資産減価償却費		42		22
交際費		6		6
諸経費		64		49
一般管理費計		1,850		1,444
営業利益又は営業損失( )		236		275
営業外収益				
受取利息		0		0
為替差益		-		62
雑収入		1		2
営業外収益計		1		65
営業外費用				
支払利息		0		-
為替差損		10		-
雑損失		0		5
営業外費用計		11		5
経常利益又は経常損失( )		246		334
特別損失				
経営構造改革関連損失	2	174		-
特別損失合計		174		-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )		421		334
法人税、住民税及び事業税		2		113
法人税等調整額		-		12
法人税等合計		2		125
当期純利益又は当期純損失( )		423		209



## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
株主資本				
資本金				
当期首残高		2,500		2,500
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		2,500		2,500
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		104		104
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		104		104
その他資本剰余金				
当期首残高		499		499
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		499		499
資本剰余金合計				
当期首残高		603		603
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		603		603
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		145		145
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計		-		-
当期末残高		145		145
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
当期首残高		212		636
事業年度中の変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		423		209
事業年度中の変動額合計		423		209
当期末残高		636		426
利益剰余金合計				
当期首残高		67		490
事業年度中の変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		423		209
事業年度中の変動額合計		423		209
当期末残高		490		281
株主資本合計				
当期首残高		3,036		2,613
事業年度中の変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		423		209
事業年度中の変動額合計		423		209
当期末残高		2,613		2,822
純資産合計				
当期首残高		3,036		2,613
事業年度中の変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		423		209
事業年度中の変動額合計		423		209

当期末残高

2,613

2,822

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法に基づく原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～20年

#### 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 会計方針の変更

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度への影響は軽微であります。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<p>1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額            建物 64百万円            工具、器具及び備品 147百万円</p> <p>3. 関係会社に対する資産及び負債            その他未払金 - 百万円</p>	<p>1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額            建物 9百万円            工具、器具及び備品 6百万円</p> <p>3. 関係会社に対する資産及び負債            その他未払金 159百万円</p>

## （損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)						
<p>1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 311百万円</p> <p>2. 当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社資産</td> <td>建物 工具、器具及び 備品</td> <td>東京都品川区</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングについては、主に内部管理上の区分に基づいております。            上記資産については、当社の本社移転に伴い、有形固定資産のうち移転後に使用見込みのない資産について、当事業年度末未償却残高の全額（64百万円）を保守的に、減損損失として経営構造改革関連損失に含めて特別損失に計上しております。</p>	用途	種類	場所	本社資産	建物 工具、器具及び 備品	東京都品川区	<p>1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 233百万円</p>
用途	種類	場所					
本社資産	建物 工具、器具及び 備品	東京都品川区					

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

## 2．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

## 2．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年3月31日	平成25年7月14日

## （リース取引関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,720	1,720	-
(2) 預託金	502	502	-
(3) 未収委託者報酬	178	178	-
(4) 未収投資顧問料	323	323	-
(5) 未収収益	35	35	-
資産計	2,761	2,761	-
(1) 未払手数料	45	45	-
(2) その他未払金	115	115	-
負債計	161	161	-

## (注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,720	-	-	-
預託金	502	-	-	-
未収委託者報酬	178	-	-	-
未収投資顧問料	323	-	-	-
未収収益	35	-	-	-
合計	2,761	-	-	-

## 当事業年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,374	2,374	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	130	130	-
(4) 未収投資顧問料	279	279	-
(5) 未収収益	24		
貸倒引当金 (*1)	0		
	23	23	-
資産計	3,307	3,307	-
(1) 未払手数料	38	38	-
(2) その他未払金	323	323	-
負債計	361	361	-

(\*1) 未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (注) 1 . 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項。

資産

## (1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

現金・預金	2,374	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	130	-	-	-
未収投資顧問料	279	-	-	-
未収収益	24	-	-	-
合計	3,308	-	-	-

## (有価証券関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	268百万円	250百万円
資産除去債務	-	13
未確定債務否認	44	5
金融商品取引責任準備金	0	0
その他の税務調整項目	2	29
繰延税金資産小計	315	298
評価性引当額	315	298
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	-	12
繰延税金負債合計	-	12
繰延税金負債の純額	-	12

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度は、税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。また、当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

## （持分法損益等）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

前事業年度末（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度末（平成25年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	その他	合計
1,363	465	337	25	2,191

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・ファンド・シンフォニア（注）1 .	368	投信投資顧問業
A社（注）2 .	352	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	337	投信投資顧問業

(注) 1 . 営業収益の10%を超える当ファンドの最終受益者は存在していません。

2 . A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
1,109	519	264	264	14	2,172

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	411	投信投資顧問業
B社（注）	264	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	264	投信投資顧問業

(注) A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

### [ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

### [ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## 〔関連当事者情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,451	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社 役員の兼務あり	業務委託 (注1)	311	未収入金 (注2)	10
							資金の借入	1,500	-	-
							資金借入の返済	1,500	-	-
							利息の支払 (注1)	0	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 業務委託料について概算額で精算を行っており、事業年度末において支払金額が過大となったため、未収入金が発生しております。

(注3) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューグ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	264	未収投資顧問料	125
							販売会社	手数料の受取 (注1)	68	未収収益
	Fairchild Advisors Limited	ケイマン諸島	0	資産運用業	なし	販売会社	手数料の受取 (注1)	6	-	-
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	5,535	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	0	未収投資顧問料	0
販売会社							手数料の受取 (注1)	8	未収収益	3

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,456	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託 (注1)	233	未払金	68
							運用報酬等の受取 (注1)	5	未収投資顧問料	6
							金銭貸付 (注2)	400	-	-
							金銭貸付の返済 (注2)	400	-	-
							利息の受取 (注2)	0	-	-
							連結納税による個別帰属額	89	未払金	89

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 金銭貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	213	未収投資顧問料	41
						販売会社	手数料の受取 (注1)	46	未収収益	10
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	5,535	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	3	未収投資顧問料	1
						販売会社	手数料の受取 (注1)	2	未収収益	0

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

## （ 1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
1株当たり純資産額	52,261円33銭	1株当たり純資産額	56,446円17銭
1株当たり当期純損失金額( )	8,473円94銭	1株当たり当期純利益金額	4,184円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成24年 3月31日)	当事業年度末 (平成25年 3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,613	2,822
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	2,613	2,822
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	50,000	50,000

（注）2．1株当たり当期純利益又は当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	423	209
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	423	209
普通株式の期中平均株式数(株)	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分）

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、平成25年6月17日開催の第7回定時株主総会に、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1 資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分の目的

今後の資本政策における機動性を確保する等のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額104,750,556円全額及び利益準備金の額145,249,444円全額をそれぞれ減少し、資本準備金についてはその他資本剰余金に振り替え、また利益準備金についてはその他利益剰余金に振り替えることといたしました。

また、上記振り替え後のその他資本剰余金281,610,160円を、会社法第452条の規定に基づきその他利益剰余金に振り替え、繰越損失（繰越利益剰余金のマイナス）を一掃した上で、その他資本剰余金を原資として、期末配当を行うことといたしました。

2 資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

（1）資本準備金の額の減少

減少する準備金の額	資本準備金の全額	104,750,556円
増加する剰余金の額	その他資本剰余金	104,750,556円
効力発生日	平成25年7月14日（予定）	

（2）利益準備金の額の減少

減少する準備金の額	利益準備金の全額	145,149,444円
増加する剰余金の額	その他利益剰余金	145,149,444円
効力発生日	平成25年7月14日（予定）	

3 剰余金処分の内容

（1）減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金	281,610,160円
----------	--------------

（2）増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	281,610,160円
---------	--------------

4 剰余金の配当の内容

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり	5,500円
配当総額	275,000,000円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年7月14日（予定）

[次へ](#)

## 1. 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	2,768
預託金	500
未収委託者報酬	265
未収投資顧問料	442
前払費用	34
未収入金	2
未収収益	28
流動資産合計	4,042
固定資産	
有形固定資産	2 140
無形固定資産	10
投資その他の資産	
差入保証金	27
長期前払費用	5
投資その他の資産合計	33
固定資産合計	184
資産合計	4,226
(負債の部)	
流動負債	
未払手数料	51
その他未払金	546
未払法人税等	104
前受金	64
預り金	25
賞与引当金	116
その他	3 37
流動負債合計	947
固定負債	
繰延税金負債	11
その他	37
固定負債合計	48
特別法上の準備金	
金融商品取引責任準備金	1 0
特別法上の準備金合計	0
負債合計	996
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,500
資本剰余金	
資本準備金	27
その他資本剰余金	19
資本剰余金合計	47
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	683
利益剰余金合計	683
株主資本合計	3,230
純資産合計	3,230
負債純資産合計	4,226



## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	当中間会計期間	
	(自 平成25年 4月 1日	
	至 平成25年 9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		1,138
投資顧問料収入		765
受入手数料		241
その他営業収益		2
営業収益計		2,148
営業費用及び一般管理費	1	1,143
営業利益		1,005
営業外収益	2	19
営業外費用		0
経常利益		1,023
税引前中間純利益		1,023
法人税、住民税及び事業税		340
法人税等調整額		0
中間純利益		683

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高		2,500
当中間期末残高		2,500
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高		104
当中間期中の変動額		
資本準備金の取崩		104
配当に伴う資本準備金の積立		27
当中間期中の変動額合計		77
当中間期末残高		27
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高		499
当中間期中の変動額		
資本準備金の取崩		104
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		281
剰余金の配当		275
配当に伴う資本準備金の積立		27
当中間期中の変動額合計		479
当中間期末残高		19
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高		603
当中間期中の変動額		
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		281
剰余金の配当		275
配当に伴う資本準備金の積立		-
当中間期中の変動額合計		556
当中間期末残高		47
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高		145
当中間期中の変動額		
利益準備金の取崩		145
当中間期中の変動額合計		145
当中間期末残高		-
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高		426
当中間期中の変動額		
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		281
利益準備金の取崩		145
中間純利益		683
当中間期中の変動額合計		1,110
当中間期末残高		683
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高		281
当中間期中の変動額		
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		281
中間純利益		683

当中間期中の変動額合計	964
当中間期末残高	683
株主資本合計	
当期首残高	2,822
当中間期中の変動額	
剰余金の配当	275
中間純利益	683
当中間期中の変動額合計	408
当中間期末残高	3,230
純資産合計	
当期首残高	2,822
当中間期中の変動額	
剰余金の配当	275
中間純利益	683
当中間期中の変動額合計	408
当中間期末残高	3,230

## [ 重要な会計方針 ]

- 1．固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。  
主な耐用年数は、以下の通りであります。
- |      |        |
|------|--------|
| 建 物  | 8年～18年 |
| 器具備品 | 4年～20年 |
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 2．引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。
- 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度  
連結納税制度を適用しております。

## [ 注記事項 ]

( 中間貸借対照表関係 )

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5	
2 有形固定資産の減価償却累計額	25百万円
3 消費税等の取り扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債その他に表示しております。	

( 中間損益計算書関係 )

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	9百万円
無形固定資産	2百万円
2 営業外収益のうち主要なもの 為替差益	17百万円

( 中間株主資本等変動計算書関係 )

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

- 1．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年3月31日	平成25年7月14日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金・預金	2,768	2,768	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	265	265	-
(4) 未収投資顧問料	442	442	-
(5) 未収収益	28	28	-
資産計	4,005	4,005	-
(1) 未払手数料	51	51	-
(2) その他未払金	546	546	-
(3) 預り金	25	25	-
負債計	623	623	-

## （注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 預り金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## （有価証券関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	その他	合計
1,429	373	193	151	2,148

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・ファンド・シンフォニア	298	投信投資顧問業
A社（注）	282	投信投資顧問業
スパークス・日本株・バリュー・インカム・ファンド	257	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

## （企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	64,609円03銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(百万円)	3,230
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-
普通株式に係る中間期末純資産額(百万円)	3,230
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	50,000

1株あたり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株あたり中間純利益金額	13,662円84銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(百万円)	683
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	683
普通株式の期中平均株式数(株)	50,000

(注) 潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## （重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・ジャパン・オープンの平成25年5月21日から平成25年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・ジャパン・オープンの平成25年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月21日から平成25年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 雅 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月27日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)